

## 立会外市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則

### (目的)

第1条 この規則は、立会外市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例（以下「立会外市場特例」という。）に基づき、当取引所が定める事項について規定する。

### (立会外取引の呼値の方法)

第2条 立会外市場特例第5条第2項に規定する当取引所が定める方法は、呼値の内容を当取引所が定める様式により当取引所に通知する方法とする。

### (立会外取引の値段)

第3条 立会外市場特例第5条第3項に規定する当取引所が定める値段は、普通取引における直前の約定値段（呼値に関する規則第8条の規定により特別気配表示が行われているとき又は同第9条の規定により連続約定気配表示が行われているときは、当該特別気配値段又は当該連続約定気配値段。前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）に普通取引における約定値段（同第8条の規定により特別気配表示された特別気配値段を含む。）がない場合その他当取引所が当該直前の約定値段によるものが適当でないとする場合で、当日の普通取引における売買立会の始めの約定値段（同第8条の規定により特別気配表示された特別気配値段を含む。この条において同じ。）が決定される以前においては、呼値の制限値幅に関する規則第3条に規定する呼値の制限値幅の基準値段。以下この条において同じ。）から当該約定値段に100分の7を乗じて算出した額を減じて得た値段から、当該約定値段に100分の7を乗じて算出した額を当該約定値段に加えて得た値段までの範囲内の1円の1万分の1の整数倍の値段とする。この場合において、売買代金は、円位未満の端数を切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、立会外市場特例第4条第1号に規定する日に決済を行う取引について、普通取引における業務規程第18条第1項の規定により定める配当落等の期日、同第19条の規定により定める取得対価の変更期日又は表示株式数の変更期日から、当該期日から起算して4日目（休業日を除く。以下日数計算について同じ。）の日以降の普通取引の売買立会の始めの約定値段が決定される時までにおける値段は、当取引所がその都度定める。

3 第1項の規定にかかわらず、立会外市場特例第4条第2号に規定する日に決済を行う取引について、普通取引における業務規程第18条第1項の規定により定める配当落等の期日、同第18条の2の規定により定める株式併合後の有価証券を対象として売買を開始する期日、同第19条の規定により定める取得対価の変更期日又は表示株式数の変更期日の午前8時20分から普通取引の売買立会の始めの約定値段が決定される時までにおける値段は、当取引所がその都度定める。

### (呼値に関する事項)

第4条 立会外市場特例第5条第5項の規定により、立会外取引の呼値に関し当取引所が定める事項は、次の各号に定める事項とする。

#### (1) 決済日の区別の指定

立会外取引の呼値を行うときは、立会外市場特例第4条に規定する決済日の区別を指定するものとする。

#### (2) 呼値の効力

立会外取引の呼値は、当該呼値が行われた時から当取引所が定める一定時間経過時又は立会外市場特例第7条第1項に定める取引時間終了時のいずれか早い時に、効力を失うものとする。ただし、立会外市場特例第11条各号の規定により、立会外取引に係る売買の停止が行われた場合の呼値の効力については、その都度定めることができる。

#### (3) 呼値の制限

取引参加者は、新たに上場された銘柄（次のa及びbに掲げる銘柄を除く。）について、売買立会による売買において上場後最初の約定値段が決定されるまでは、呼値を行ってはならない。

a 当取引所、国内の他の金融商品取引所又は外国の金融商品取引所若しくは組織された店頭市場において上場又は継続的に取引されている銘柄

b 当取引所がその都度指定する銘柄

(立会外取引に係る売買の取消し)

第5条 立会外市場特例第10条第1項の規定により行う立会外取引に係る売買の取消しは、次の各号に定めるところによる。

(1) 過誤のある注文を発注した取引参加者は、過誤のある注文により次のa又はbに定める数量を超える売買が成立し、当該売買の決済が極めて困難である場合には、業務規程第21条第4号の規定により売買立会による売買が停止された時、立会外市場特例第11条第5号の規定により立会外取引に係る売買が停止された時又は業務規程第32条の規定により当該過誤のある注文について公表された時のいずれか早い時から、原則として60分を経過するまでの間に限り、当取引所の定める様式により、売買の取消しの申請を行うことができる。

a 内国株券(業務規程施行規則第9条第1項第1号aに規定する内国株券をいう。以下同じ。)及び内国商品信託受益証券

第8条第1号に定める数量に2を乗じて得た数量(当該売買の決済を特に困難とする状況が認められる場合にあつては、同号に定める数量)

b 外国株券(業務規程施行規則第9条第1項第1号bに規定する外国株券をいう。以下同じ。)

(a) 重複上場外国銘柄(業務規程施行規則第9条第1項第1号b(a)に規定する重複上場外国銘柄をいう。以下同じ。)

第8条第2号aに定める数量

(b) 前(a)以外の銘柄

第8条第2号bに定める数量に2を乗じて得た数量(当該売買の決済を特に困難とする状況が認められる場合にあつては、同号に定める数量)

(2) 当取引所は、前号の申請が行われた場合において、当該申請を行った取引参加者から事情を聴取し、当該申請に係る売買の決済が極めて困難であり、当取引所の市場が混乱するおそれがあると認めるときは、売買の取消しを行う。

2 前項に規定するほか、当取引所は、過誤のある注文により成立した立会外取引に係る売買の決済が困難であり、当取引所の市場が混乱することを回避するために必要と認める場合は、立会外市場特例第10条第1項の規定により立会外取引に係る売買の取消しを行う。

(立会外取引に係る売買の取消しの範囲)

第6条 立会外市場特例第10条第1項に規定する当取引所が定める立会外取引に係る売買は、過誤のある注文に係る売買が最初に成立した時から立会外市場特例第11条第5号の規定により売買の停止が行われた時(売買の停止が行われなかった場合にあつては、業務規程第32条の規定により当該過誤のある注文について公表された時)までに成立したすべての売買(当該過誤のある注文が発注された銘柄の売買に限る。)とする。

(売買の停止)

第7条 立会外市場特例第11条各号に掲げる場合の売買の停止は、当取引所がその都度必要と認める期間とする。

(取消しの可能性の周知が必要と認める場合)

第8条 立会外市場特例第11条第5号に掲げる場合の立会外取引に係る売買の停止を行う場合は、原則として、過誤のある注文により、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定める数量を超える数量の売買が成立した場合とする。

(1) 内国株券及び内国商品信託受益証券

上場株式数(優先出資証券の場合は上場優先出資口数をいい、投資信託受益証券及び内国商品信託受益証券の場合は上場受益権口数をいい、投資証券の場合は上場投資口口数をいう。)の10%に相当する数量

(2) 外国株券

a 重複上場外国銘柄

売買単位の2万倍に相当する数量

b 前 a 以外の銘柄

上場株式数（外国投資信託受益証券、外国証券信託受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券の場合は上場受益権口数をいい、外国投資証券の場合は上場投資口口数をいい、外国株預託証券の場合は上場預託証券数をいう。）の10%に相当する数量

（過誤訂正等のための売買の承認申請）

第9条 立会外市場特例第12条の規定により当取引所の承認を受けようとする取引参加者は、当取引所が定める様式により申請を行うものとする。

（復活のための売買）

第10条 立会外市場特例第13条の規定により当取引所の承認を受けようとする取引参加者は、当取引所が定める様式により申請を行うものとする。

2 前項の申請について、当取引所は、次の各号のいずれにも該当する場合にこれを承認するものとする。

(1) 過誤のある注文に係る売買が最初に成立した時から立会外市場特例第11条第5号の規定により売買の停止が行われた時（売買の停止が行われなかった場合にあつては、業務規程第32条の規定により当該過誤のある注文について公表された時）までの間に、次のいずれかの売買（以下「連鎖取引」という。）を行っていること。

a 取り消された売買に係る注文を委託した顧客が、当該取り消された売買に係る注文を委託した取引参加者と同一の取引参加者に委託して行った、当該取り消された売買に係る売付け後の売却代金による買付け又は買付け後の当該買い付けた有価証券の売付け

b 信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済（弁済の繰延期限にあたる日における弁済に限る。）のための売買

(2) 取り消された売買に係る売付け又は買付けが、取引一任契約又は金融商品取引業者（法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた者に限る。）若しくは取引所取引許可業者の自己の計算に基づき行われたものでないこと。

(3) 売買の取消しが行われたことにより、委託者が連鎖取引の決済を行うことができなくなること。

3 復活のための売買は、顧客ごとに、2千万円を、取り消された売買に係る銘柄の当該売買が行われた日における基準値段（基準値段がない場合には、当取引所がその都度定める値段。）で除して得た数量を、当該銘柄の売買単位で除して得た数量（10に満たない端数は切り上げる。）を上限とする。ただし、当該顧客について業務規程施行規則第17条第1項に規定する申請を行うときは、業務規程第23条第1項の売買及び立会外市場特例第13条第1項の売買の合計について、当該上限を適用するものとする。

（総売買高等の通知及び公表）

第11条 立会外市場特例第14条に定める当取引所の定める金額は、50億円とし、当取引所の定める日時は、当該取引成立の日の翌日の午後4時とする。

付 則

この規則は、当取引所が定める日から施行する。

(注) 「当取引所が定める日」は平成21年6月1日

付 則

1 この改正規定は、平成21年11月16日から施行する。

2 平成21年11月15日以前に行われた有価証券の売買に係る取扱いについては、なお従前の例による。

付 則

1 この改正規定は、平成22年1月4日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、売買システムの稼働に支障が生じたことにより、改正後の規定により売買を行うことができない又はそのおそれがあると当取引所が認める場合には、この改正規定は、平成22年1月4日以後の当取引所が定める日から施行する。